

概要

審査請求人に発病した「うつ病」は業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、〇株式会社（以下「会社」という。）を定年退職した後、同社に再雇用され、勤務を継続していたが、平成〇年〇月頃から、会社に行きたくないという気持ち、寝付きの悪さ、イライラ感を自覚するようになり、平成〇年〇月〇日、〇クリニックを受診し「うつ病」と診断された。

当該疾病について、請求人は、療養補償給付等を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

うつ病の原因は職場のいじめであり、業務上の事由とは認められないとした監督署長の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

- (1) 請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10「F32.0 軽症うつ病エピソード」を発病したものと認められる。
- (2) 発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の強度について検討すると、以下のとおりである。

請求人は、「再雇用後に、定年退職前の営業担当部署から経験のない事務担当部署に配置され、業務内容も補助的雑務であった」ことを主張しているが、これは具体的出来事の「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。その一方で、事務担当部署への配置は請求人の健康面も考慮した上でのものであったほか、請求人以外にも退職前と退職後で業務内容の異なる者がいることなどから、他の労働者との均衡を失した不利益取扱いとはいえ、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

また、請求人は、「再雇用後の部署では、外出禁止の状態、仕事が少ないため孤立状態となった。」と主張しており、これは、具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、請求人が外出禁止になったという事実は認められず、上司から強い指導・叱責があったとの事実も確認されないことから、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

以上のことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断した。

- (3) 発病前おおむね6か月間に、業務以外の心理的負荷は確認されていない。
- (4) 請求人は、本件精神障害発病前の平成〇年〇月にも「うつ病」と診断された事実があることなどから、ストレスに対する脆弱性を有している可能性は否定できない。

- (5) 以上のことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月頃、認定基準の対象疾病である「軽症うつ病エピソード」を発病したものと判断する。
- (2) 発症前おおむね6か月間の業務による心理的負荷について検討すると、請求人は、定年退職後、再雇用となった以降の職務に関するいじめ等を訴えており、具体的には、①再雇用となり、定年前の営業担当部署から経験のない事務担当部署に配置され、補助的雑務であった、②外出禁止の状態、仕事が少ないため孤立状態になったとしている。

このうち①については、「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。この点に関しては、請求人には経験のない事務担当部署であり、2名の上司の下に配属されている補助的な立場であったことが認められる。その一方で、会社の通常取扱いとして、再雇用後の配置先は退職前の職種に限定されたものではないこと、配置先は請求人の健康面も考慮した上で決定されたことなどから、「社員間に処遇の差異があるが、その差は小さいものであった」に該当する程度であり、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

また、②については、外出禁止の状態については事実として認められず、仕事が少ないため孤立状態になったという点に関しては、業務量は他の一般社員と比較すると少ないと認められる一方、請求人が上司からの仕事の指示を拒否したり、高圧的な態度で対応したなどの経緯から、仕事の指示等を行いつらくなっていた状況が認められる。

当該出来事については、上司から業務指導の範囲を逸脱した言動があったとは認められず、「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」には該当しないものの、請求人と上司との間に処遇や業務量等の考え方を巡り一定の対立が生じていたと考えられることから、「上司とのトラブルがあった」において評価し、「上司との考え方に相違が生じた」に相当するものとして、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

したがって、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と評価する。

- (3) 業務以外の心理的負荷については確認されていない。
- (4) 個体側要因について、請求人には平成〇年〇月に「うつ病」の既往歴が認められる。
- (5) 以上により、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。